

中核市移行に関する基本方針

平成26年5月

八戸市

はじめに

私は、今後の地方行政に関しては、住民により身近にある基礎自治体（市町村）が担うという補完性・近接性の原則が、これまで以上に実現されるべきと考えております。中核市への移行は、基礎自治体の権限の拡充、すなわち、自らの判断と責任により、最も身近なところでより多くの行政サービスを担い、市民福祉の向上につながることに大きな意義があるという考えから、八戸市は平成28年度内を目標に中核市移行を目指します。

この「中核市移行に関する基本方針」は、当市が中核市への移行を円滑に進めるため、中核市制度の概要、移行の目的や効果、今後の取組み等、基本的な事項についてまとめたものです。今後はこの方針をもとに、市民の皆様や市議会からの御意見をお聞きしながら、中核市移行に向けた取組みを着実に進めてまいります。

八戸市長 小林 眞

目次

1. 地方分権改革と中核市制度・・・・・・・・・・・・・1
2. 中核市移行の目的・・・・・・・・・・・・・3
3. 中核市移行の効果・・・・・・・・・・・・・3
4. 今後の主な取組み・・・・・・・・・・・・・7
5. 庁内推進体制・・・・・・・・・・・・・9
6. スケジュール・・・・・・・・・・・・・10
7. 参考資料・・・・・・・・・・・・・11

1. 地方分権改革と中核市制度

地方分権改革の流れ

近年、めまぐるしく変化する社会経済情勢を背景に、行政ニーズや課題が多様化しています。これらを解決するために、国と地方には、より地域の実情に合ったきめ細かな対応が求められるようになっております。

そこで、国と地方の役割分担の見直し、国から県、さらには市町村への事務権限の移譲をはじめとする地方分権改革が進められてきました。平成12年の地方分権一括法の施行以降、段階的に事務権限が移譲されております。

また、都市の規模能力に応じた事務権限の配分を行う観点から、平成7年には中核市、平成12年には特例市といった大都市制度が創設されました。指定要件である面積や人口も、事務権限の移譲とともに順次、見直されております。

こうした地方分権改革の流れを受け、当市は平成13年に特例市に指定され、県から事務権限の一部が移譲されております。(11 ページ参照)

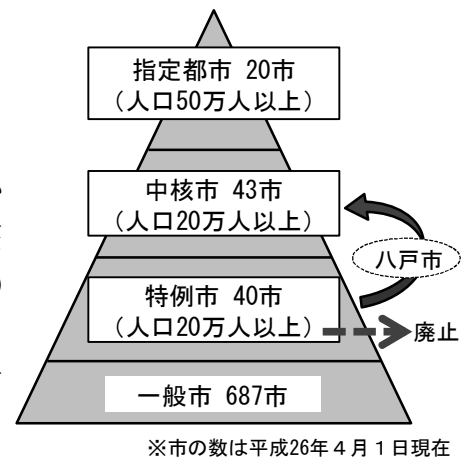
中核市制度の概要

中核市制度は、都市の規模能力が比較的大きな都市について、特例的にその事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政サービスを提供できるようにすることで、地方行政を充実させるために創設されました。平成26年4月1日現在で全国43市が指定されております。

中核市への移行により、特例市よりさらに多くの事務権限が県から移譲されるとともに、市保健所が設置されます。さらに、外部監査制度が導入されることにより、行政運営の透明性が向上します。

地方自治法の一部改正により、平成27年4月からは「人口20万人以上」を要件とする特例市が廃止され、中核市の要件が「30万人以上」から「20万人以上」に引き下げられます。これにより、人口約23万8千人(平成22年国勢調査)の当市も中核市の要件を満たすこととなります。

道府県・指定都市・中核市の事務権限の比較は、次のとおりです。



道府県・指定都市・中核市の事務権限の比較（中核市市長会パンフレットを基に作成）

	福祉	保健衛生	まちづくり	環境	教育
道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、介護支援専門員の登録 ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・麻薬取扱者（一部）の免許 ・精神科病院の設置 ・臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の指定 ・市街地再開発事業の認可 ・指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種フロン類回収業者の登録 ・公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 ・私立学校、市町村立高等学校の設置認可 ・高等学校の設置管理
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の入院措置 ・動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分に関する都市計画決定 ・指定区間外の国道及び県道の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定
※人口50万人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、養護老人ホームの設置の認可及び監督 ・介護サービス事業者の指定 ・身体障害者手帳の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・市保健所の設置 ・飲食店営業の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業及び公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修

2. 中核市移行の目的

当市は、次の3つの目的により中核市移行を目指します。

- ① 基礎自治体の事務権限の拡充、すなわち、自らの判断と責任のもと、より身近なところでより多くの行政サービスを担うことにより、市民福祉の一層の向上を図ります。
- ② 地域固有のニーズをふまえ、独自の工夫を凝らし、より質の高い、自立的なまちづくりを進めます。
- ③ 東北屈指の都市として存在感を高め、当市のイメージアップを図るとともに、八戸圏域における中心都市として広域行政の一層の充実を図ります。

3. 中核市移行の効果

当市は、中核市に移行することで、次のような5つの効果を生み出すことができると考えています。

① きめ細かな市民サービスの提供

市民生活に密着した多くのサービスを、市民にとって最も身近な市が行うことによって、より柔軟できめ細かな市民サービスの提供が可能となります。

例えば、保育所、障がい福祉サービス、介護サービス等の許認可を、より地域の事情に詳しい市が行うことで、地域のニーズに即したサービスの充実を図ることができます。

② 行政サービスの迅速化

これまで県庁や県の出先機関まで行かなければならなかったサービスが、市の窓口に移管されることにより、市民や事業者の利便性の向上が得られます。

例えば、これまで県と市で行っていた母子・寡婦福祉資金の貸付等の事務を、市が一括して行うことによって、手続きのワンストップ化による事務処理のスピードアップを図ることができます。

③ 特色のあるまちづくりの推進

これまで県が行っていた事務について、地域の状況をふまえ、市独自の基準を設定することが可能となります。

例えば、廃棄物処理に関する許可、教職員研修や文化財保護等の事務を直接市が行うことにより、様々な分野にわたって市の地域特性を活かし、特色のあるまちづくりを展開することができます。

④ 総合的な保健衛生サービスの提供

当市がこれまで推進してきた、健康相談、保健指導、健康診査等のサービスと、保健所の専門的な機能が一体化することによって、より質の高い、総合的な保健衛生サービスの提供が可能となります。

例えば、これまで県保健所で行っていた感染症対策や食品安全対策等の事務を直接市が行うことにより、市民の健康づくりや安全・安心な市民生活の確保等を一体的に推進することができます。

⑤ 都市のイメージアップ

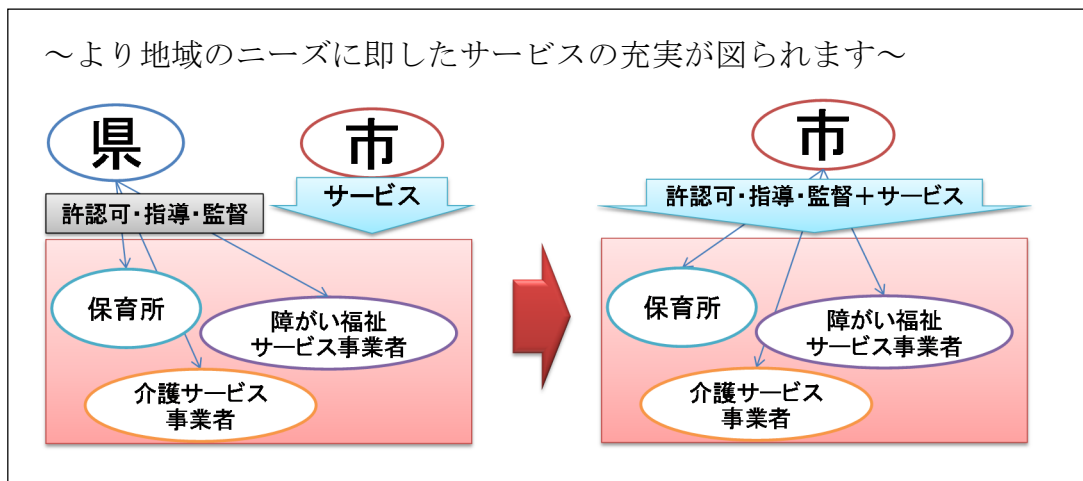
中核市移行により、北東北を代表する都市としての当市の知名度や存在感がより一層高まります。

また、当市がこれまで推進してきた定住自立圏施策との相乗効果により、八戸圏域における広域行政の一層の充実が図られるとともに、観光誘客や企業誘致といった、八戸圏域全体への経済波及効果の広がりが期待されます。

前頁の事例を含め、県から移譲される主な事務権限と、中核市移行の効果イメージは次のとおりです。

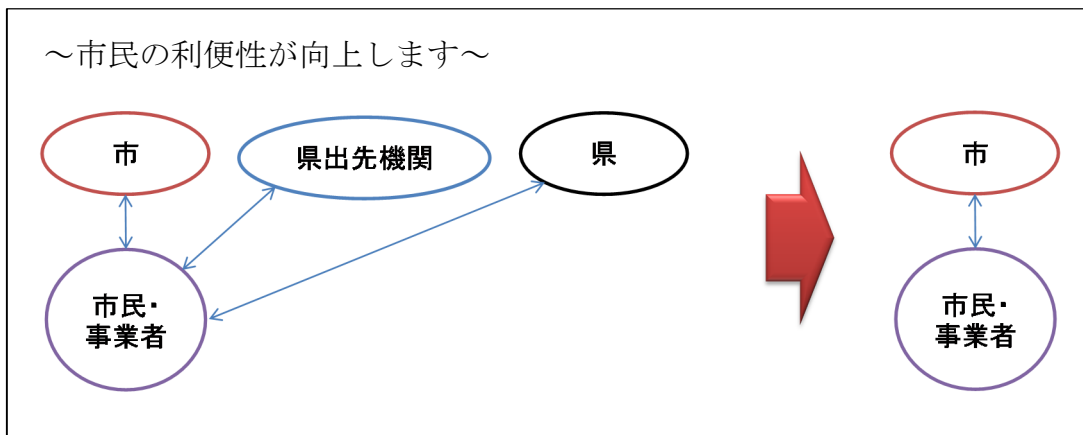
例 1：民生行政に関する事務権限

- ・ 地方社会福祉審議会の設置・運営
- ・ 身体障害者手帳の交付
- ・ 保育所、障がい福祉サービス事業者、介護サービス事業者の許認可・指導・監督
- ・ 民生委員の定数の決定、研修・指導 など



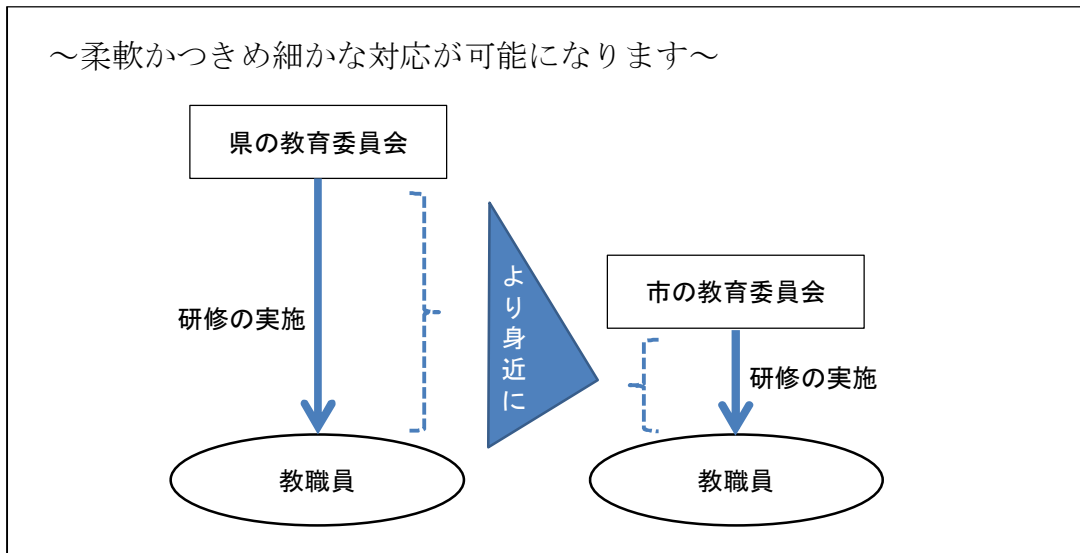
例 2：環境保全行政に関する事務権限

- ・ 産業廃棄物処理施設、収集運搬業等の許可
- ・ 使用済自動車の再資源化等に係る業者の登録受付
- ・ 浄化槽の設置等の届出受理 など



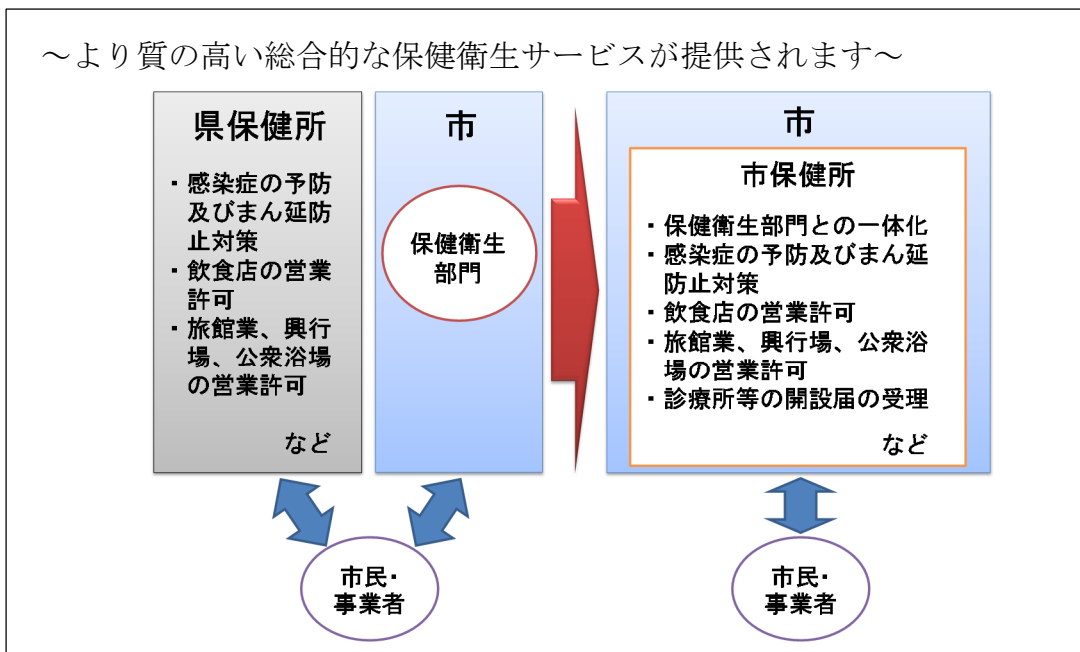
例 3 : 教育行政に関する事務権限

- ・教職員の初任者研修や 10 年経験者研修等の法定研修 など



例 4 : 保健衛生行政に関する事務権限（市保健所の設置）

- ・感染症の予防及びまん延防止対策
- ・飲食店の営業許可
- ・旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可
- ・診療所等の開設届の受理 など



4. 今後の主な取組み

今後、中核市移行に向け、より効率的・効果的な行政運営を目指し、以下のような取組みを進めていきます。

① 県との調整

法令等に基づき、また、市民サービス向上の観点も考慮して、移譲の対象となる事務権限について県と十分に調整を行い、迅速かつ円滑な移譲を進めます。

② 組織・職員体制

中核市移行時の組織・職員体制については、新たな行政サービスを円滑に市民へ提供できるよう、これまで同様、スリムで効率的な組織づくりを基本に検討を進めるとともに、計画的な採用を図りながら、必要な職員の確保に努めます。

また、県と協議しながら、職員の派遣研修等を計画的に実施し、移譲される事務権限に関する専門的知識や技能の習得に努めます。

③ 財政見通しの作成

中核市への移行に伴い、職員人件費や事務経費等の増加する行政コストについては、基本的に地方交付税で措置されるものと見込んでいますが、今後、移譲される事務権限について県と協議を進めながら、財政への影響について見通しを作成します。

④ 条例等の整備ならびに審議会等の設置

中核市移行に伴う新たな事務権限について、基準や手続き等を定めた条例や規則等の整備を行います。

また、これまで県に置かれていた審議会等の附属機関の設置について、既存の市の審議会等の活用も考慮しながら、効率的に運用できるよう検討を進めます。

⑤ 市保健所の設置

中核市移行に伴い、県保健所で行っている事務のうち、基本的に当市域に関する事務は、新たに設置する市保健所へ移管されます。

保健所は保健衛生行政の中心機関であり、専門性の高い事務権限が市に移譲されるため、円滑に業務を引き継ぐことができるよう、専門職員の確保や研修体制の強化に努めます。

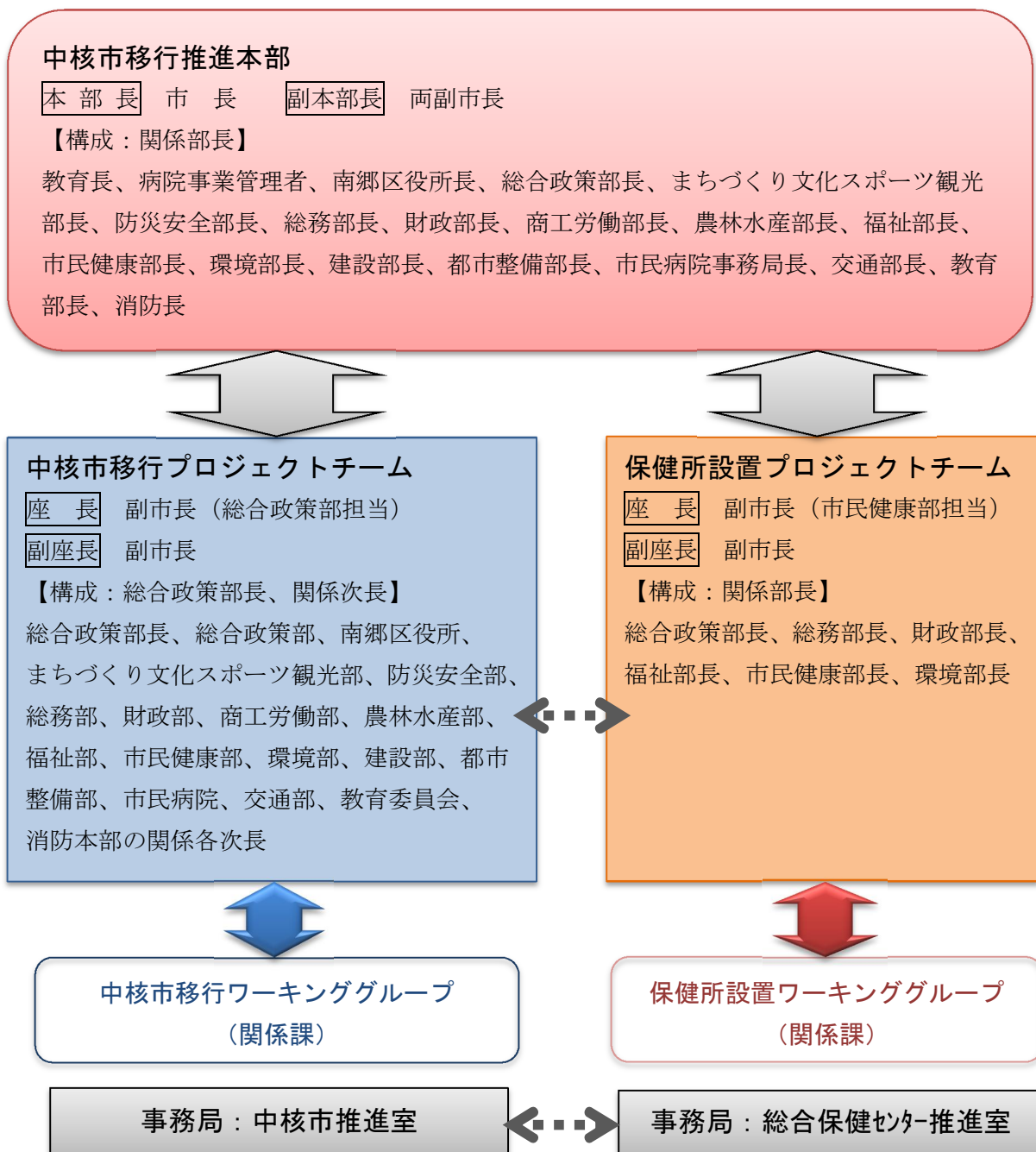
⑥ 市民への周知

市広報紙や市ホームページを通じて、中核市移行に関する情報を広く周知するとともに、ポスターやリーフレットの作成・配布、市民対象のシンポジウムの開催等により、市民の皆様により関心と理解を深めていただけるよう、効果的なPR活動を行います。

5. 庁内推進体制

平成 28 年度の中核市移行に向けて、市長を本部長、両副市長を副本部長とする「中核市移行推進本部」を設置します。

また、移行を円滑に進めるために、本部の下に「中核市移行プロジェクトチーム」及び「保健所設置プロジェクトチーム」を設置し、庁内の連絡・調整を行います。



6. スケジュール

平成26年 4月 1日	中核市推進室及び総合保健センター推進室 設置
5月 20日	中核市移行推進本部設置及び第1回会議開催
23日	地方自治法の一部を改正する法律 成立

市議会全員協議会開催

市長記者会見

⇒市長による中核市移行表明（基本方針公表）

今後

県知事への協力要請

県との事務レベル協議開始

中核市移行プロジェクトチーム設置、随時開催

保健所設置プロジェクトチーム設置、随時開催

中核市移行推進本部会議 第2回以降随時開催

県への職員派遣研修

国のヒアリング

「八戸市中核市移行計画」策定 ※

市議会において申出の議決

県知事への同意申入れ

県議会において同意の議決

県知事による同意

総務大臣への指定の申出

指定の閣議決定及び政令公布

市の関係条例の改廃及び制定

法定手続き

平成28年度内

中核市への移行

※ 移行計画では、中核市移行に伴い県から移譲される事務権限の内容のほか、財政見通しや組織体制等をお示しする予定です。

7. 参考資料

① 特例市移行に伴い移譲された主な事務権限

○都市計画等に関するもの

- ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
- ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
- ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
- ・土地区画整理組合の設立の許可
- ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
- ・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
- ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可 など

○環境行政に関するもの

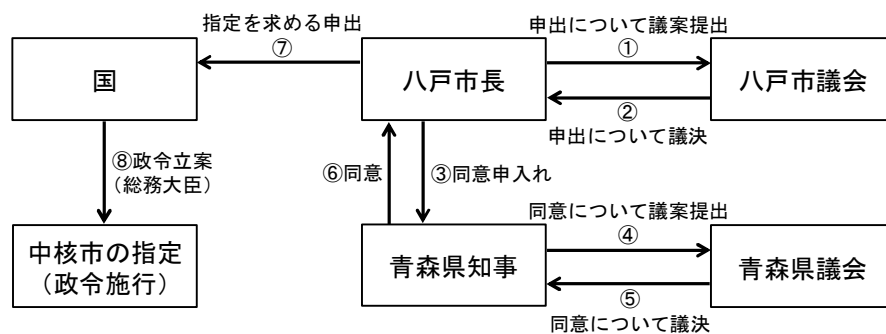
- ・騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定
- ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
- ・振動を規制する地域の指定、規制基準の設定 など

○その他

- ・計量法に基づく勧告、定期検査 など

② 中核市指定の手続き

市が県の同意を経て総務大臣に申し出ることにより、中核市指定の政令が施行されます。



[発行] 八戸市 総合政策部 中核市推進室 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
 TEL : 0178-43-9467 (直通) FAX : 0178-47-1485 メール : chuukaku@city.hachinohe.aomori.jp
 ホームページ : <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>